

ポスターを貼らせていただけませんか？

- 岡本みつなりのポスターを貼らせて頂ける場所を探しています。
- 駐車場、畑、空き地、工場・ご自宅の壁など、お邪魔にならない場所で結構です。
- 短期間のご掲示でも結構です。
- ご連絡いただければ、日程調整の上、事務所よりスタッフが伺わせて頂きます。

座談会実施中！

- 岡本みつなりと直接ひざを交えて語り合いませんか？
- お店の一室、ご自宅、喫茶店などで、国政の今とこれからの語ります。また、是非とも地域の課題をお聞かせ下さい。
- どなたでもお気軽にご参加ください。日程や場所などの詳細は事務所までお問合せ下さい。

岡本みつなりの活動を支える 個人寄付サポート 募集中

岡本みつなりは原点を忘れずに誠実な政治活動を行います

日頃より厚いご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

厚生労働分野や農林水産分野を中心に、国民ひとりひとりが安心して暮らせる社会の実現に向けて、皆様の声をしっかりと聴きながら活動を行ってまいります。

ただ、政治には、多くのお金がかかるのも事実です。人件費、家賃、印刷代など、これらを全て個人で支えるのは大変難しいのが実情です。

心苦しいお願いですが、ご寄附で岡本みつなりを支えて頂けないでしょうか。なお、頂いたご寄附は、その金額に応じて、所得税や住民税等の減額の対象になります（※確定申告が必要です）。

ご不明な点等ございましたら、下記事務所までお問合せ下さい。

岡本みつなり事務所（民主党愛知県第9区総支部）

◆稲沢事務所◆〒492-8181
愛知県稲沢市日下部北町4-1-3
Tel : 0587-24-8164
Fax : 0587-24-8165
Mail : office@mitsunori.net

◆国会事務所◆〒100-8982
東京都千代田区永田町2-1-2
衆議院第2議員会館912号室
Tel : 03-3508-7212
Fax : 03-3508-3212



<http://www.mitsunori.net/>
twitter、facebookもご覧ください！！

衆議院議員 医師・医学博士

岡本みつなり

1971年6月生まれ
名古屋大学医学部卒業
名古屋大学大学院医学研究科博士課程修了
一宮市民病院、津島市民病院等で勤務
元・厚生労働大臣政務官

「これから」を ささえる

政治の 特効薬 第 112 号

戦後最長の延長となった通常国会が終わりました。これまでにない巨大政党となった自民党がその思いを遂げるべく突進した国会でした。最後は強行採決で決着。これでいいのでしょうか。

やはり健全な2大政党制が必要です。今回の国会で多くの国民の皆さんが疑問を持たれた国会の機能低下。ここを改善するためにも次の参議院選挙、そして総選挙に向けて野党の連携は必要です。日本の法治国家としての矜持、そして民主主義を守りたい。さらに言えば憲法すら好き勝手に解釈変更していく政治の怖さを有権者の皆様にお伝えしていきたいと考えています。

戦後最長 245 日の会期となった第 189 回国会は、9 月 27 日に会期末を迎えました。終盤に成立した安全保障関連法案がクローズアップされましたが、国民の生活に影響を及ぼす法案も数多く成立しています。

そのような中、ここでは約 8 か月間の会期中に行った合計 22 回の質問についてまとめます。

衆議院 本会議

4 月 24 日 国民健康保険法等の一部改正法案に対する代表質問

衆議院 予算委員会・分科会

2 月 25 日 平成 27 年度予算（農水・厚労・文科）に関する質問

3 月 10 日（第三分科会）予算（法務・外務・財務）に関する質問

6 月 18 日 予算の実施状況（漏れた年金情報等）に関する質問

衆議院 厚生労働委員会

3 月 20 日 戦没者特別弔慰金支給法改正案に関する質問

4 月 7 日 独立行政法人改革推進関連法案に関する質問

4 月 22 日 国民健康保険法等の一部改正法案に関する質問

4 月 23 日 国民健康保険法等の一部改正法案に関する質問

4 月 24 日 国民健康保険法等の一部改正法案に関する質問

5 月 13 日 労働者派遣法改正案（大臣発言）について

5 月 15 日 労働者派遣法改正案（専門 26 業務）について

5 月 20 日 労働者派遣法改正案（期間制限、マージン率）について

5 月 27 日 労働者派遣法改正案（雇用安定措置等）について

5 月 29 日 労働者派遣法改正案（マージン率）について

6 月 5 日 漏れた年金情報問題に関する質問

7 月 3 日 漏れた年金情報問題に関する質問

7 月 29 日 社会福祉法等の一部を改正する法律案に関する質問

社会福祉法等の一部改正法案の修正案読み上げ

7 月 31 日 厚労施策（病児・院内保育、除染作業）に関する質問

8 月 28 日 確定拠出年金法等の一部改正法案に関する質問

漏れた年金情報問題に関する質問

9 月 4 日 勤労青少年福祉法等の一部改正法案に関する質問

衆議院 災害対策特別委員会

3 月 20 日 防災施策（学校耐震化、液状化対策）に関する質問

6 月 11 日 活動火山対策特別措置法の一部改正法案に関する質問

詳細は岡本みつりの HP をご覧ください！

（HP : <http://www.mitsunori.net>）

質問動画の一部は Youtube からもご覧いただけます。

（Youtube「衆議院議員 岡本みつのり」で検索！）

岡本みつのり

全二十二回の質問内容



1. 安全保障関連法案が、与党の強行的な採決によって成立。

問題だらけの安全保障関連法案が、与党と一部野党の強行的な採決によって成立しました。最終的に多数決で決することは止むを得ませんが、そもそも正式な手続きやルールを守らない相手に対してどのように対峙していくかという点では考えさせられるところがありました。

その安全保障関連法案、問題点だらけの法案内容、審議内容であることはこの新聞でも何度か取り上げてきましたが、一番大きな問題点は、「法律上、際限がない」という点です。

よく「民主党はこの国がどうなってもいいの」と聞かれますが、全くそのようなことはありません。維新の党と共同提出した領域警備法案にもあるように、『近くは現実的に』という方針の下、日本の離島防衛強化に向けて、「出動の時間」「自衛隊の権限」「緊急時の武器使用」という現行法上の3つの隙間を埋め、シームレスな対応を可能にすべきだと考えています。

一方で、真に日本に危険が迫っていない場合にまで、自衛隊が海外へ出ていく必要は全くないと考えます。しかし政府は、新三要件を満たしていると判断すれば、日本を攻撃していない国に対しても、攻撃の意思がないと言っている国に対しても、攻撃をすることがあることを認めています。そしてこの場合に、法文上地理的制限はありません。

さらに、新三要件のうち第一要件にある“我が国と密接な関係がある他国”はあらかじめ特定されるものではないし、今後増える可能性があることまで示唆しています。

何をどこまで出来るのか、これを法律にしっかり規定をしないままに自衛隊を海外派遣することなどあってはなりません。

名称	改正する法律	新たにできること
安全保障関連法案(衆議院通過済) 国際平和支援法案	自衛隊法	・米軍などの武器防護(平時の米艦防護) ・米軍への弾薬提供 ・在外邦人の救出(任務遂行型武器使用)
	国連平和維持活動(PKO)協力法	・駆け付け警護、安全確保業務 ・国連が統括しない活動への参加
	周辺事態法(重要影響事態法に)	・日本周辺に限らない外国軍への後方支援
	船舶検査法	・重要影響事態などでの船舶検査活動
	武力攻撃事態対処法(武力攻撃・存立危機事態法に)	・存立危機事態で自衛隊が防衛出動し、集団的自衛権を行使
	米軍行動関連措置法(米軍等行動関連措置法に)	・武力攻撃事態で米軍以外も支援 ・存立危機事態で外国軍を支援
	特定公共施設利用法	・自治体管理の空港などを米軍以外も利用
	海上輸送規制法	・存立危機事態に自衛隊が停船検査
	捕虜取扱法	・人道的な捕虜の扱いを存立危機事態にも適用
	国家安全保障会議(NSC)設置法	・存立危機事態、重要影響事態なども審議 ・自衛隊の海外派遣が随時可能に

出典: jiji.com

2. マイナンバー関連法案も成立。今年10月から皆さまのご自宅に番号のお知らせが届きます。

いわゆるマイナンバー関連法改正案が成立しました。皆さんのマイナンバーは、今年10月から住民票の住所に簡易書留で通知され、来年1月から順次利用が開始されます。公平・公正な税負担の実現に向けた制度という点では期待すべきところではありますが、運用に際して懸念もあります。

まず一点目は事業者の負担についてです。事業者や事業主で従業員を雇用している場合には、従業員(パートやアルバイトも含む)やその家族のマイナンバーを取り扱うこととなります(従業員側はマイナンバーを事業主等に通知)。その保管などの管理取扱いは、従来の個人情報よりも厳格に行わなければなりません。周知期間があまりにも短い中ですが周知徹底が必要不可欠です。

二点目は、どこまでマイナンバーの利用範囲を広げるかです。スタート時は、社会保障制度、税制、及び災害対策に関する分野に限定して利用するとしていました。今国会で成立した改正法では、これらに加えて預貯金口座や特定健康診査などの分野で利用できるようにしました(なお、基礎年金番号との連携は、情報漏えい問題もあって延期)。また地方公共団体の要望を踏まえて、公営住宅の管理、特定優良賃貸住宅の管理に活用できるほか、地域独自の条例などで情報連携が可能となります。

マイナンバーによる個人情報の集積、漏えい、悪用等に対する懸念があるなか、どこまで情報利用をするかは今後の運用を見ながら考えていかなければならない課題だと考えています。

3. 189 回国会、衆議院厚生労働委員会での活動を振り返って

なかなか報道はされませんが、表面の質問要旨をご覧いただくと分かるように、所属する厚生労働委員会においても色々な法案が審議されました。

◎労働者派遣法改正案について

民主党政権下の2012年改正では、「派遣労働者の保護」を明文化し、派遣労働者の労働条件・労働環境の向上をはかる方向性でしたが、今回の改正は全く逆行するものです。本来、派遣労働はあくまで一時的・臨時的であり、正社員の代わりに派遣労働者を使うことを許さない(「常用代替防止」という観点から派遣労働の期間制限が設けられていました。しかし今回の改正では、企業は同一業務に派遣労働者を使い続けられる一方、同じ派遣労働者は最長3年までしか従事できないという派遣労働者にとって、ひいては正社員にとっても派遣に置き換えられる危険性をはらむ内容となっています。

また政府は雇用安定措置によって「正社員への道が開かれる」と散々説明してきましたが、措置さえとれば結果は問わないというものですから、最長3年経ったときに派遣労働者の確実な再就職を担保するものとは到底言えません。

この後、政府は労働基準法改正案(高度プロフェッショナル制度が盛り込まれた、いわゆる残業代ゼロ法案)の成立を考えています。しかし、この国の経済や景気を重要視するのであればなおさら、労働者の視点に立った労働施策を実行していく必要があるのではないのでしょうか。

◎国民健康保険法等改正法案について

本会議で登壇しての代表質問も行いましたが、多くの課題を含んだものです。

皆さんに身近なところでは、低所得者や指定難病の患者などを除き、入院時の食事代を段階的に引き上げることが盛り込まれています。また、大病院を受診した場合には原則、定額を負担しなければならないこととなりましたが、例外として定額負担なしで受診可能なのはどのような場合なのかについては法律制定後に検討されるとしてはいはつきりしていません。

また、患者が未承認の新薬や医療機器による治療を望めば、医師が混合診療(保険診療と保険外診療)の申請ができる患者申出療養制度が創設されました。患者申出療養は、あくまで患者の申し出を起点とする制度ですが、医療に精通していない患者の申し出を起点とすることに、そもそも無理があるのではないかと考えています。

加えて、医薬品の承認をわずか六週間という短期間で行う(通常、優先審査品目でも七カ月程度!)としています。このような審査方法で安全性が担保されるのか、担保できなくなる事態が生じたときにどのような対応をとるのが不透明です。さらに、政府は本制度によって認められた医薬品等の保険適用に向けた実施計画の策定を予定しているようですが、現に未承認の医薬品や先進医療が保険適用に結びついていない中、保険適用される見込みは見通せません。

今後とも、国民皆保険制度を守り、誰もが安全に必要な医療が受けられるようにするため、医療保険制度の抜本改革に取り組んでまいります!